

9月11日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 " | 中 嶋 登 君 | 10 " | 山 城 峻 一 君 |
| 3 " | 塚 田 舞 君 | 11 " | 祢 津 明 子 君 |
| 5 " | 水 出 康 成 君 | 12 " | 大日向 進 也 君 |
| 6 " | 宮 入 健 誠 君 | 13 " | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 " | 中 村 忠 靖 君 | 14 " | 大 森 茂 彦 君 |
| 8 " | 星 哲 夫 君 | | |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 教 育 長 | 塚 田 常 昭 君 |
| 総 務 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | 竹 内 優 子 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 下 昌 律 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 建 設 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 細 田 美 香 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| D X 推 進 室 長 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 佑 耶 君 |
| 総 務 係 長 | 宮 嶋 和 博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 原 卓 君 |
| 財 政 係 長 | 川 島 徳 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 橋 本 直 紀 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | 春 日 英 次 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
| 代 表 監 査 委 員 | |

4. 職務のため出席した者

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋 勉 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |

5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 町道整備についてほか 玉川清史議員
(2) 児童数減少と教員の働き方改革についてほか 星哲夫議員
(3) 移住定住施策についてほか 水出康成議員

第 2 議案第 5 2 号 令和 5 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第 5 3 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第 5 4 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第 5 5 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第 5 6 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「一般質問」

議長（滝沢君） 最初に、9 番 玉川清史議員の質問を許します。

9 番（玉川君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をします。

町道整備、国土調査、町有地の貸出し、マイナンバーカードについての質問です。

最初の質問です。1. 町道整備についてお聞きします。

イ. 産業道路 A 0 1 号線の拡幅工事について

進捗状況と今後の見込みは。A 0 1 号線の拡幅工事については、私だけではなく、先輩議員、同僚議員からも再三にわたり質問と早期完了の要望が上がっていますが、工事区間の南の端も一部拡幅が済み、工事が随分進んだ様子が見えてきました。地元の皆さんも傷んだ路面の仮補修で待っていただいています。また、夜間照明の設置にも期待をされています。この後は文化センター体育館交差点以北の早期整備も望まれています。現時点での状況とこの先の見込みについて、1. 町道整備についてとしてお聞きします。

建設課長（堀内君） 1として、町道整備についてご質問をいただきました。順次お答えいたします。

町道は、町の区域内にあり、町議会で路線が認定された道路法上の道路で、管理は町で行っております。

また、町道には種別があり、幹線町道として、その主要度、交通量、交通の性格等から、基幹的道路網を形成するのに必要な1級町道と、これを補完する2級町道、さらに細かなその他の町道の3種類に区分しております。

当町では、A01号線からA09号線までの9路線を1級町道として認定しており、また、2級町道にはBの何号線とし、41路線を認定しているところであります。

ご質問の町道A01号線は、国道18号のねずみの信号を起点として、南条小学校、文化センター、坂城高校、旭ヶ丘点滅信号、坂城神社を經由し、坂端の県道新田坂城停車場線を終点とする、主要集落を結ぶ延長6,178メートルの幹線1級町道であります。

町道A01号線道路改良事業につきましては、南条鼠・新地地区から北へ向け、国の交付金を活用し、道路改良事業に取り組んでおり、また、中之条逆木通り・文化センターグラウンド北の交差点から南に向けましては、街路事業により道路改良事業を実施した経緯がございます。

ご質問の工事の進捗状況であります。現在は、平成19年度から事業着手しております南条小学校東側の延長270メートルの金井工区と、令和3年度より事業着手しております金井振興センター入口付近の延長227メートルの保地工区の2工区につきまして、国の交付金事業により、車道幅員9メートル、両側歩道幅員3.5メートルの全幅16メートルの道路改良事業を進めているところでございます。

また、現在までの町道A01号線金井工区の実施状況につきましては、道路改良工事に伴う道路両側の拡幅部の用地買収にまして、地権者の皆様のご協力をいただき、全線全て契約済みとなっております。また、工事につきましては、南条小学校東側の山金井交差点を起点とし、坂城方面へ向けて工事を順次進めており、現在は山金井交差点から南条保育園入口交差点まで完成となっているところであります。

また、金井工区の北側に位置する保地工区の実施状況につきましては、金井振興センター入口交差点付近を重点的に、道路改良工事に伴う道路両側の拡幅部の用地契約に向け建物等の補償算定業務を進めており、補償額の算定ができましたら、それぞれ用地交渉を順次進めていきたいと考えております。

次に、町道A01号線道路改良工事の今後の見込みであります。金井工区につきましては、工区全線の用地買収が済んでいることから、終点までの道路改良工事を残すのみとなっております。令和7年度の事業完了に向けて進めてまいりたいと考えております。

また、保地工区につきましては、令和3年度に事業着手し、5年度から用地買収を開始した

ところであり、これから行う用地買収の状況により変わってまいります、できるだけ早期に工事着手できるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、今後の南条地区の町道A01号線道路改良事業の見込みにつきましては、先ほどもお答えしましたとおり、現在は金井工区と保地工区の2工区の事業認可をいただき進めておりますが、既に事業を完了している酒玉工区と保地工区間の約150メートルがはまだ未整備となっている状況でございます。

この未整備区間につきましても、国の交付金事業を活用して整備を行う予定としておりますが、手続上、現在実施している南条2工区のどちらかの完了の見通しが見つからない段階で、新たな工区の事業申請ができない状況となっております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、金井工区の事業完了の見通しがついたことにより、令和8年度に残りの南条地区の未整備区間を大口工区として事業認可をいただけるよう手続を進めていく計画としております。

今後につきましても、皆様方のご理解とご協力をいただく中で、現在進めている南条2工区ができるだけ早期に完成となるよう事業進捗を図るとともに、引き続いて南条地区の未整備区間について、早期に事業認可をいただけるよう取り組み、より安心・安全な道路となるよう事業を推進してまいりたいと考えております。

9番（玉川君） 担当課の頑張りと関係者のご協力で、着実に計画が進んでいるという回答をいただきました。引き続きよろしくお願ひいたします。

拡幅工事完成までの路面補修については、担当課が常に補修体制を取って管理をしていただいています。補修方法には専門的スキルが必要だとも聞いています。私たち地域住民のできることは、補修が必要な箇所の報告となりますので、町民の皆様には町担当課への情報提供をお願いして、安全な道路環境の維持に引き続きご協力していただきたいとお願ひをして、次の質問に移ります。

2. 国土調査について、二つお聞きします。私の住む付近では、四十数年前に国土調査が行われましたが、この国土調査については、自分の知識の中では明治時代の地租改正のときの公図を、現在のデジタル技術を使って正確な地籍図にするための事業であるということぐらいの理解であります。

実際に今の町の状況はどうか、イ. 国土調査について。

1. 調査について、調査の理由、成果図面の作成者は誰か、成果図面の当事者確認の説明内容は。

2として、更新した公図の訂正方法はとしてお聞きいたします。

建設課長（堀内君） 2. 国土調査についてのご質問にお答えいたします。

国土調査法に基づき実施される国土調査（地籍調査）は、昭和26年から事業が開始され、現在は、第7次国土調査事業10か年計画に基づき実施されており、国土調査法第1条、国土

調査促進特別措置法第1条の規定により、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として実施するものであります。

町では、国土調査のうち土地に関する戸籍調査ともいえるべき基礎的な調査である地籍調査事業を実施してきておりますが、調査の理由としましては、一筆地の土地ごとに形状や面積を明確化するとともに、所有者及び地番並びに地目の調査を実施して、地図及び地籍簿を作成することで、インフラ整備など社会資本整備や個人・法人の土地取引の円滑化のみならず、災害発生時の迅速な復旧の基礎データとしても活用されるなど、社会基盤や生活基盤の形成において欠かせないものであることから実施しているものであります。

土地の位置や形状、権利などにつきましては、法務局に公図、登記簿が備え付けられていますが、その多くは明治時代初期に作られたものを基にしているため、土地の境界や形状、面積などが現地と整合しないものもあり、土地に関して様々な支障が出てしまうこともあります。

当町における地籍調査事業の経過と状況につきましては、昭和57年に南条地区から調査を開始し、その後、中之条地区、大字坂城の一部、網掛の一部、上平の一部の地区が完了しているところであり、町全体の計画面積12,520キロ平方メートルのうち、7,920キロ平方メートル、約63%が完了している状況であります。

成果図面の作成者は誰かのご質問ですが、地籍調査における成果図の作成に当たっては、国土調査法による地籍図作成要領により様式が決まっております、専門的な知識を要することから、現在、町では測量士資格を有する者が在籍する測量業者等に作成を委託する委託事業として実施しております。

事業実施に当たりましては、国や県の補助金等の状況により調査範囲を確定し、調査のための基になる図面は、法務局の公図、登記簿を基に調査図素図を作成し、所有者、地目、地積などを調査し、所有者を対象に地籍調査の事業説明会を開催して、内容をご理解いただいた上で、調査を進めることとしております。

また、この説明会において、委託した測量業者等が事前に現地踏査し、調査図素図や測量図を参考にして、官民界に仮のくいを打つことをご理解いただき、境界立会いがスムーズに行えるように準備を行います。

これらの準備作業を実施した後、対象となる地域の皆さんに境界立会い案内通知を発送し、現地での立会いとなります。現地では委託した測量業者と町職員で境界位置の説明をした上で、関係者の意見をお聞きしながら境界を確定していきます。

立会いが終了しましたら、その結果により、土地ごとの細かい測量を行い、仮の成果図と閲覧簿を作成し、作成後、内容を確認していただくための閲覧を、役場において20日間実施しております。

閲覧に際しましては、土地の形状、位置関係、境界杭の位置、調査前・調査後の地目、地積等の項目について、所有者に確認していただくよう説明しております。

閲覧実施後は、地籍調査事業を所管する県に対し、実施した事業の成果の認証請求を行い、県と国の認可を得た上で、法務局に成果を提出し、登記が行われますと公図や登記簿の内容が更新されることとなります。

続きまして、更新した公図の訂正方法についてであります。国土調査が終了した箇所につきまして、所有者または土地家屋調査士等から再調査の依頼があった場合におきましては、国土調査を行った当時の立会い記録、調査図、境界杭位置、閲覧簿等の調査を行い、その内容を法務局登記官に確認し、成果に誤りがあった場合は、地籍調査成果の修正を行うこととなります。

地籍調査事業の成果といたしましては、1枚の公図の中の点や線といった地道なものでありますが、先ほど来申し上げてまいりましたとおり、地籍調査は、インフラ整備など社会資本整備や個人・法人の土地取引の円滑化のみならず、災害発生時の迅速な復旧の基礎データとしても活用される鍵となる重要な資料作成のための事業であります。

今後も、引き続き地籍調査事業を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたします。

9番（玉川君） 丁寧な説明をいただきました。すみません、二つほどなんです。お願いしたいんですが、進捗状況は63%というお話でした。この後、何年までこの国土調査を続けていくのか。その予定ですね、それについて一つ。

それと、公図の訂正をする場合の費用の負担というのはどうなるのか。わかる範囲で結構ですので、お答えいただけないでしょうか。

建設課長（堀内君） 再質問についてお答えいたします。

進捗状況につきまして、先ほど63%と申し上げました。これはいろんな状況、今年度につきましては、能登半島地震の影響で一部逆戻りといったようなことも発生しております。なのでスムーズにいかない場合もございますけれども、大体1区間当たり1ヘクタールほど進んでいきます。1工区ぐらいを考えますと、大体4年ぐらいかかっておりますので、まだまだこの先何年までということは明確には申し上げられない状況であります。

あと、土地公図等の訂正についての費用負担ということでもあります。いろいろな状況が考えられますが、基本的には国土調査終了後につきまして、公図等の訂正にかかる費用については、それぞれのご負担、申請者のご負担といったこととなります。

9番（玉川君） 調査の当事者ですね、土地所有者は、国土調査の知識が豊かな方ばかりであればいいんですが、そういうわけでもありません。何のために測量して、どう変わったのか、それぞれの目的が反映されているのかが確認の柱になると思います。

また、再度の地籍調査までの間隔は、一度地籍調査をやっちゃうと、変更は個人持ちというお話でしたけれども、売買とか相続なんかで調査する場合、測量し直す場合があると思います。そのときには世代が替わっているとか、結構うちの場合もそうですけれども、40年、50年と過ぎたところでもってまた測量するとか、今までの公図を確認するとかいうことも考えられます。

そういう中では、今までの境界等のいきさつが子や孫に伝わっていくのは、ちょっと難しいんじゃないかと。それぞれのご家庭でもって資料を大切に保管されて、どこにあるかというのでも常にかかるようになってお宅もあるとは思いますが、ないお宅もあるということで、これは調査結果について、できるだけわかりやすくしていただいて、再確認も容易にできるような資料を保存しておくこと、これも町民に寄り添った行政であると思いますので、できるのであれば、対話などを含む説明のときの記録も保存することを検討してほしいと要望をしまして、次の質問に移ります。

3. 町有地の貸出しについて

イ. 民間への貸出しの状況について

1、普通財産の貸出しの状況と使用料、全体での町の年度収入はとして、町有地がどのように活用されているのか、お聞きします。

ロとして、EV充電設備設置について。

1、設置の目的は。

2、設置場所の無償貸出しの説明をとして伺います。

今月から利用が開始された町公共施設等の駐車場への民間事業者による充電設備の設置・運営について伺います。民間事業者の営利事業への町有地無償貸出しについて。

以上、3. 町有地の貸出しについてとして二つお聞きいたします。

町長（山村君） ただいま、3番目の質問としまして、玉川議員さんから町有地の貸出しについてご質問をいただきました。私からは、ロのEV充電設備設置についてお答え申し上げまして、イの民間への貸出しの状況については、担当課長から答弁いたします。

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、太陽光や水力・風力などの再生可能エネルギーの活用や、各種産業における長寿命化、省エネ化、省力化等を図る取組に様々な支援を行うなど、カーボンニュートラルの実現に向けて事業を展開しているところがあります。

当町におきましても、再生可能エネルギーの積極的な活用と環境に優しいまちづくりを推進するため、令和5年6月から住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金制度のメニューに、電気自動車と住宅の間で相互に電力供給ができる電気自動車等供給設備の設置費用の補助を

加えたほか、役場庁舎や中核避難所である3小学校など、町内公共施設7か所に太陽光発電設備を整備し、再生可能エネルギーの活用を進める中で、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んできたところであります。

ご質問のEV充電設備の設置につきましても、このカーボンニュートラルの実現に向けた取組の一環として行うものであり、温室効果ガスを排出しない電気自動車の普及促進を図り、温室効果ガスの削減を推進するものであります。

一方、電気自動車等の普及を促し、安心して利用いただくためには、EVの充電環境の確保といった利便性の向上を図っていくことが重要であると考えており、今回、EV充電インフラ網の拡充と電気自動車の普及を目指している事業者と連携して事業を進めることにより、町内公共施設7か所の駐車場に、1か所につき2基のEV充電設備を整備し、9月1日から順次供用を開始したところであります。

次に、EV充電設備設置場所の無償貸出しについてのご質問ですが、充電設備設置業者に貸し出す用地は、行政財産である公共施設に附帯する駐車場敷地の一部であり、各駐車場で駐車車の妨げにならない場所において、充電車両の駐車区画ではなく、充電設備や電気を引き込むための配線など、必要な部分についてのみ貸し出すものであります。

今回実施いたしましたEV充電設備の整備は、町が進めるカーボンニュートラルの実現に向けた有効的な取組の一つであり、また、当充電設備設置業者は、EV充電設備の設置事業を全国展開もしており、県内におきましても、当町を含めた3町村において稼働中で、今後も中南信地域の2市町で導入予定と聞いております。電気自動車の普及促進と利便性の向上といった公益性のある事業を各自治体と連携し展開しております。

充電設備設置業者のビジネスモデルにおいては、充電設備本体費用、設置工事費などのインシヤルコストのほか、維持管理など保守メンテナンスといったランニングコストについては、全て設置事業者が負担することとして、町の負担はないものとなっており、EV充電設備の利用者が支払う充電料金は設置業者の収入として、これらの経費や供給する電気料に充てられるものであります。

こうしたことを総合的に判断するとともに、坂城町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第9条の「公益上必要があると認められたときは無償で貸し付けることができる」とした規定に基づき、EV充電設備の設置場所について無償で貸し出すこととしたものであります。

引き続き、電気自動車等の利用の拡大により温室効果ガスの排出の抑制を進めるため、町民の皆様への情報発信や電気自動車等の普及促進につながる環境を整えてまいりたいと考えております。

町では、役場庁舎をはじめ、各公共施設におきましても、再生可能エネルギーの活用や省エ

ネ、節電の推進など、様々な観点からカーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めております。

9月1日にびんぐし湯さん館の駐車場の横っちょ、端っこのほうに設置いたしました。心と体をリフレッシュして充電するとともに、車も充電するということで、喜んで使っていただいていると思っております。

次世代が暮らしやすい地球環境を守り、町民の皆様とともに環境に優しいまちづくりを考え、持続可能な社会を目指してまいりたいと考えております。

企画政策課長（竹内君） 私からは、イの民間への貸出しの状況についてのご質問にお答えいたします。

地方自治体の公有財産は、地方自治法により行政財産と普通財産に区分され、行政財産は地方公共団体において、公用または公共用に供し、または供することと決定した財産を指す一方、普通財産は行政財産以外の一切の公有財産とされ、貸付け・交換・売払い・譲与・出資などの目的とすることができるとされております。

そのため、普通財産は主として経済的価値の発揮を目的としており、経済的価値を保全発揮することによって、間接的に行政の執行に寄与することを目的として、管理処分されるべき性質のものとなっております。

町では、そうした普通財産の性質上、多様な活用につなげるため、土地や建物等を必要とする方からの申請により、町財務規則に基づき貸付けや売払い等を行っております。

ご質問の普通財産の貸付実績につきましては、令和6年度の利用目的別の内訳を申し上げますと、工場・店舗・物置敷地が3件、倉庫2件、駐車場敷地10件、建物1件、農地利用4件、山林利用1件、看板敷地1件、電柱敷地等4件で、様々な用途に利用いただいております。契約者の内訳としましては、事業所が12件、団体2件、個人12件の計26件に対して貸付けを行っております。

なお、駐車場の区画数としましては、個人が8区画、事業所に対して3区画を貸し付けているほか、企業が土地全体を従業員用の駐車場として使用している箇所が2か所ございます。

それから、貸付物件に対する使用料は、土地評価額を算出基礎として算定しており、年度収入としましては、今年度190万円を見込んでおり、契約における貸付期間は通常1年から3年となっております。山林に関しては15年の契約期間となっております。

普通財産につきましては、現時点において行政財産のように目的がある財産ではありませんので、町としましては適正な管理の下、土地などを必要とされる様々な方にご利用いただくことで有効活用を図ってまいりたいと考えております。

9番（玉川君） ご回答いただきました。充電設備なのですが、ちょっとこっちが理解不足で、駐車スペースを占有にするというようなつもりでいましたので、んっと思ったんですが、そう

じゃなくて設備を立てる部分ということで理解しました。

そうすると充電設備のある付近、例えば4台分とかコードが届くんですが、その駐車場の確保についてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

例えば、満車になって、実際に充電したいんだけども空きがないというような場合は、どういうふうにお考えになっているんでしょうか。お答えいただけますか。

企画政策課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

今回、EV充電設備を整備した駐車場においては、施設利用者が駐車するスペースの一部を活用し、電気自動車の充電が可能なスペースとして、一般車両の駐車スペースと兼ねて利用することとしております。

電気自動車優先といった、駐車場利用者にわかりやすい表示を行ってまいりたいと考えておりますけれども、駐車場が混み合った場合、充電ができるスペースに充電を必要としない車両が駐車されることも想定される場所です。その場合には施設管理者にお声をかけていただき、他に駐車スペースがある場合には、車両の移動を促すなどの対応をまいりたいと考えております。

今後、電気自動車が普及し充電設備の需要が高まってきた場合には、電気自動車専用スペースの確保や充電設備の増設等について、充電設備設置事業者とも検討してまいりたいと考えております。

9番（玉川君） 町も充電場所の確保に協力していくことになると思うんですが、利用者数が増えるに従って対応しなければいけない事案、これも増えると思います。限られた駐車場ですので、多くの意見を聞きながら進めていってほしいと思います。

それと、EV充電についてちょっと見てみると、空白地域をつくらないというようなことも書いてありました。例えば18号を車で通って、一番近いところとすればこの庁舎なんですが、そのところに充電設備があるよと、ネットで調べれば、携帯で調べればすぐわかるだろうし、そういったお車には多分そういった設備もあると思うんだけど、カーボンニュートラルでうちの町はやっているぞというようなことでもって、道路沿いにここはEV施設があると、充電施設があるというような表示も必要じゃないかと思います。それも検討していってほしいと思います。

最後の質問に移ります。

4. マイナンバーカードについて

12月の2日から紙の保険証の新規発行は終わるということが強調されて、宣伝されています。それじゃあ自分もマイナ保険証をつくらなければと、焦燥感をあおられている方も多くいらっしゃると思います。12月を前に、国が推し進めてきたマイナンバーカードの普及政策による普及の状況、それと保険証のひもづけと、実際にどれくらいの方が保険証として医療機関

で利用しているのか。町が答えられる範囲の国民健康保険加入者について。

イ. マイナンバーカードについて

1、過去4年間の交付率は。

ロ. マイナ保険証について

1、国保加入者のマイナンバーカードとのひもづけ率は。

2、国保加入者の利用率は。

3、短期保険証や資格証明書発行対象者への対応はどうなっているか。

4、ひもづけをしていない人への資格確認書、これは期限なし、申請なしで届くのでしょうか。

5、ひもづけの解除の方法はとしてお聞きします。

福祉健康課長（鳴海さん） 4. マイナンバーカードについてのご質問に順次お答えいたします。

我が国の少子高齢化や地域の人口減少、災害時の有事の備えなど様々な課題に対応し、一人一人のニーズやライフスタイルに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会として誰一人取り残されないデジタル社会を目指すため、国においてはデジタル庁が創設され、官民のデジタル化が図られております。

マイナンバーカードの普及と利用拡大は、こうしたデジタル社会における国民の利便性を高めるための取組の一つであり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化は医療DXの基盤となるものであります。

まず、イのマイナンバーカードの交付率についてのご質問であります。円滑なマイナンバーカードの取得と交付体制といたしまして、町では本人確認を行う交付事務について開庁時間を延長し対応しているところであります。カードの交付率につきましては、過去4年間のそれぞれの年度末時点ではありますが、令和2年度は23.01%、3年度38.39%、4年度64.83%、5年度76.87%でございます。

続きまして、ロのマイナ保険証についてでございますが、マイナンバー法の改正に伴い、本年12月2日から現行の健康保険証は新規発行がされなくなり、医療機関等の受診の際には、マイナンバーカードを基本とする仕組み、いわゆるマイナ保険証に移行することが決められております。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめマイナポータルでの利用申込みが必要となりますが、医療機関や薬局の受付に設置されている顔認証付きのカードリーダーや一部コンビニエンスストアのATMでの申込みが可能となっております。

町におきましては、マイナンバーカードをお持ちで、まだ保険証の利用登録がされていない方につきましては、登録をさせていただきますようホームページや広報により広く周知を図っているところでありますが、登録の操作方法がわからない場合や、手続に不安がある方は、福祉

健康課窓口において、利用登録のサポートを行っておりますのでご利用ください。

ご質問の国民健康保険加入者のマイナンバーカードと保険証のひもづけについてでございますが、国民健康保険連合会によると、当町では令和6年6月末時点において、マイナンバーカードと保険証のひもづけ率は57.96%であります。また、医療機関等を受診されている方のうち、実際に医療機関等窓口におけるひもづけされたマイナンバーカードの利用率は11.45%という状況でございます。

続きまして、短期被保険者証や資格証明書を発行している対象者への対応についてでございますが、これまで国民健康保険税の滞納がある世帯に対しましては、納付相談の機会を設け、分納誓約により、通例定める期間より有効期限の短い被保険者証である短期被保険者証を交付しております。

しかしながら、12月2日以降健康保険証が廃止されることから、短期被保険者証の仕組みも廃止されますが、1年以上保険税を滞納している場合には、特別療養費の支給対象となるため、医療機関等の受診の際に窓口で一旦医療費の全額を支払っていただくことになり、対象となる世帯には、事前通知を行ってから、特別療養の資格確認書を交付することとされました。

また現在、特別な事情がなく原則1年以上保険税を滞納している世帯に発行する資格証明書の対応につきましては、引き続き特別療養費の支給対象となるため、特別療養の資格確認書を交付いたします。

続きまして、マイナンバーカードと保険証のひもづけがされていない方への資格確認書の対応についてでございますが、マイナンバーカードをお持ちでない方、あるいはカードをお持ちでも保険証の利用登録がお済みでない方につきましては、現在お送りしております被保険者証の有効期限が令和7年7月31日であることから、被保険者証の経過措置期間が終了する前に、ご自身の被保険者資格情報を掲載した資格確認書を、申請をいただかずに交付いたします。

この資格確認書の期限につきましては、発行時に5年以内で町が設定いたしますが、今後交付する資格確認書の有効期限が切れることがないように、現行の保険証の扱いと同様に加入者へ送付し、この資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、引き続きこれまでと同様の窓口負担で医療を受けることができます。

最後に、マイナ保険証のひもづけの解除についてでございますが、利用登録の解除を希望する場合には、ご自身が加入する医療保険者に、利用登録の解除申請を行うことが必要となります。

国民健康保険に加入されている方におかれましては、福祉健康課窓口で申請書を提出いただくことで、健康保険証利用登録いわゆるひもづけが解除されます。

また、解除手続の完了については、ご自身でマイナポータルからも確認できると同時に、国保加入者で解除申請をされた方には、町から資格情報を掲載しました資格確認書を交付いたし

ますので、医療機関等の受診には忘れずに持参していただきますようお願いいたします。

9番（玉川君） 実際の利用率が当町で11.45ということで、結局多くの方が今までどおりの紙の保険証をお使いになっているということだと思います。

それと、すみません、ちょっと聞き漏らしちゃったんですが、ひもづけ解除は、もう既にできるということでよろしいでしょうか。

それと、マイナンバーカードは10年、電子証明書が5年という有効期限、更新の間隔があるわけですが、マイナ保険証の期限というのはどういうふうになるのでしょうか。

それと、マイナンバーカードの更新の通知がされるということですが、保険証の期限との関係はどうなるのか。

もう一つが、資格確認書が届くんですが、これは先ほどの説明だと、今までの国民健康保険証と名前が変わるだけで、ほぼ変わらないという感じがするので、どんな意味があるのかわからないんですが、これはひもづけをしていない人だけに届ける予定なんですか。

それと、あと資格確認書の様式ですね。これはどんな形になるのでしょうか。例えば顔写真が入られるとかいうことで、再質問させていただきます。お願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 再質問にお答えいたします。

マイナンバーのひもづけの解除につきましては、いつから開始されるかというご質問でございしますが、今年の10月からということになっております。

二つ目のご質問でございしますが、資格確認書の更新期限というところでございますけれども、先ほども答弁申し上げましたように、5年という期間以内で市町村が設定するということが、今の国のほうから示されております。

町におきましては、現在、健康保険証が1年の有効期限の中で発行されていることから、今後7月に発行されるまでにまた検討してまいりたいと考えております。

三つ目のご質問でございしますが、資格確認書のひもづけがされていない人だけ交付するのかというところでございますが、資格確認書は、国民健康保険に加入されている方のうち、マイナンバーカードによる保険証の利用登録がされていない方に対しまして交付することとされておりますので、既にマイナ保険証としてひもづけがされている方につきましては、医療機関等においてマイナンバーカードをご利用いただくこととなります。

次に、四つ目のご質問で、確認書の様式はというところでございますが、資格確認書の様式につきましては、現行の保険証と同様の大きさでカード型、顔写真は不要としております。この資格確認書は、医療機関等で確認を行う必要となる資格情報が掲載されているということでございます。

9番（玉川君） マイナンバーカード更新の案内は来るようなんですが、この更新を忘れたというか、忘れてしまったというような場合には、救済措置というかそういったものを、無保険と

なるような心配はないのでしょうか。それを一つだけ、質問をお願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） ただいまの再質問についてお答えいたします。

資格確認書の有効期限が切れてしまわないかというご心配についてのご質問でございますが、資格確認書につきましては、町のほうで有効期限を設定いたしますので、その有効期限が切れる前に、切れ目のないように保険診療が受けられるよう、町から交付いたすこととしております。

9番（玉川君） すみません、言葉足らずだったのか、資格確認書ではなくて、マイナンバーカードにひもづけしているマイナ保険証なんですが、その更新を忘れるというか、その場合はどうなるのかなということなんですが。

福祉健康課長（鳴海さん） ご質問にお答えいたします。マイナ保険証の登録の期限ということでございますけれども、マイナ保険証につきましては、登録されました後、解除の申請がなければそのまま保険証としての登録は続くことと思っておりますが、マイナンバーカードそのものの更新につきましては、期限がございますので、マイナンバーカードの更新の手続きは必要になると考えております。

すみません、マイナンバーカードの更新を忘れてしまって、そこにひもづいているマイナ保険証の利用ができなくなられた場合ということのご質問でございました。そちらにつきましては、マイナンバーカードの更新をご本人さんが手続きをされずに、保険証としての利用ができなくなりましたと、その確認が町のほうでできました時点で資格確認書の交付をいたします。

9番（玉川君） ちょっと複雑な問題で、ちょっと理解も難しいんでしょうけど、結局資格確認書が来るまでは、無保険という形になってしまうのではないのでしょうか。任意だと言っておきながらですね、実質的に強制になっていくマイナンバーカードは心配があります。マイナンバーカードや保険証のデジタル化を否定するわけではありませんけれども、カード1枚を紛失した場合の不便と犯罪に巻き込まれる心配がある以上、一体化には賛成できません。現行の紙の保険証は存続させるべきだと考えます。

最後に、防衛費に2023年度から5年間で43兆円を充て、消費税やインボイス制度による徴税強化、マイナンバーカードに何も問題なく使っている紙の保険証の一体化、さらには運転免許証の一体化も計画され、便利になるのは国ばかり。私たち国民は、隅から隅まで個人情報をつかまれて利用され、戦争前夜、そういった状況です。教育や社会保障、食料政策など、今本当に必要なところにお金を使う、そんな政治を強く望んで一般質問を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時54分～再開 午前10時04分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、8番 星 哲夫議員の質問を許します。

8番（星君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回の質問事項は、1点目として、児童数減少による教育現場の影響と教員の働き方について。2点目として、自治区防災対応について質問いたします。

1. 児童数減少による教育現場の影響と教員の働き方について

全国的に少子高齢化が進み、地方の人口減少が深刻化する中で、私たちの町もその影響を大きく受けています。特に若者の減少が顕著であり、これは坂城町に限った問題ではなく、日本全体が直面している大きな課題です。

そして、小学校児童数の減少は、単に数字の問題だけではなく、町の教育現場に様々な影響を及ぼしています。児童数が減ることで学校の統廃合の問題が浮上し、地域コミュニティーの一体感や子どもたちの学びの環境が変化していく可能性があります。また、教員の働き方に大きな影響を与え、教育の質を維持するための新たな工夫が求められています。

こうした中で、私たちは未来を見据え、町としてどのような対策を講じるべきかを真剣に考えなければなりません。全国的な動きを踏まえつつ、坂城町の実情に即した具体的な対応策を深めるために、町民の皆様と共に考え、議論を深めたいと思います。本日は、この課題についての現状認識と町の見解を伺い、具体的な対応策を深めるために質問させていただきます。

現状認識、イ. 現状と教員の働き方について。

質問1、町内小学校児童数の減少が、町の教育現場に様々な影響を及ぼしていると思われま
す。つきましては、4点質問させていただきます。

- 1、当町における小学校児童数の過去5年間の推移は。
- 2、児童数の減少に伴い、将来の3小学校の統合問題の可能性について、町の見解は。
- 3、児童数の減少が教員の働き方改革に与える影響は。
- 4、働き方改革を進めるため、業務負担軽減などの取組は。

ロとして、今後の対応について質問させていただきます。

質問2、児童数の減少が今後も続くことが予想されますが、このことで3点について質問させていただきます。

- 1、今後、教育の質を維持するための取組は。
- 2、また、地域全体で子どもを支えるための取組は。
- 3、さらに、住民との連携体制のさらなる構築は。

答弁をよろしく願いいたします。

町長（山村君） ただいま星議員さんから、1番目としまして児童数減少と教員の働き方改革について、イとして現状と教員の働き方、ロ. 今後の対応についてご質問がありました。順次お

答え申し上げます。

初めに、当町における小学校の児童在籍数であります。過去5年の推移を申し上げますと、3校全体で令和元年度が701人、2年度が662人、3年度が628人、4年度が621人、5年度が599人、6年度は566人という状況で、5年前と比較しますと児童数は約2割減少しております。

なお、町立小学校では、昭和54年度1,775人をピークに児童数は減少に転じ、現在はピーク時の3分の1程度となっておりますが、少子化や地域の人口変動の影響による児童数の減少は、当町ばかりでなく全国的な課題であると認識しているところであります。

このように児童数の減少が続く中、将来の3小学校の統合に対する町の見解についてのご質問であります。当町の小学校につきましては、明治6年に各地域で小学校が創立し、今年150周年の節目を迎えましたが、明治から昭和初期にかけては、南条、中之条、村上地区で小学校の統合、編入が行われ、昭和26年に当時の南条小学校と中之条小学校が南条小学校に統合されたことにより、現在の3小学校体制となり、それぞれの地域において、地域住民に親しまれながら特色を持った学校づくりに取り組んでまいりました。

特に現在の小学校につきましては、各学校とも学区の中ほどに位置し、通学の利便性もよく、千曲川により東西に分かれる当町の地勢を踏まえ、合理的な配置であると考えております。

また、小学校は、子どもたちの学び舎であると同時に、社会開放を通じた地域のコミュニティ活動の場として、また、非常時には避難所など地域防災の拠点として様々な役割がございます。これからも活力ある地域を維持していくという面においても、各地域に小学校がある意義は大きいと考えております。

町といたしましては、今後も児童数の減少が見込まれる中ではありますが、少人数クラスならではの子どもたち一人一人を大切に教育と魅力ある学校づくりを進め、現在の3小学校を維持してまいりたいと考えております。

続きまして、児童数の減少が教員の働き方改革に与える影響についてのご質問であります。

児童数の減少は、そのまま教員が受け持つ児童数が減少することとなりますので、児童一人一人に対してより丁寧に関われることが大きなメリットと捉えております。

教員の負担という点におきましても、テストの採点や成績処理など、担任する児童数に比例する業務については、負担は少なくなっていると考えております。

しかしながら、クラス数の減少は学校全体の教員数の減少につながり、行事の準備や引率等、児童数と関係なく必要となる学校業務についての教員1人にかかる負担は、相対的に増えていると捉えております。

町では、教員の負担を軽減する取組として、各学校に継続して支援員を配置し、多様な児童

生徒に対する学校生活の支援を行ってまいりました。

また、教育のICT化への対応と業務効率化のため、ICT業務の外部委託や、校務支援システムの導入などのほか、各校にICT支援員を派遣し、教員のICT活用をサポートしております。このほか、坂城中学校では、令和6年度からテストの自動採点システムを導入し、ICTを活用した業務改善にも取り組んでおります。

さらには、昨年度から子どもたちの文化・スポーツの地域活動の拠点となる千曲坂城クラブを千曲市と共同で立ち上げ、これまで学校の活動として教員が顧問や監督等を行っていた中学校の部活動を、地域の指導者などと連携し地域の活動へ段階的に移行を進め、子どもたちが多様な活動を体験できる環境整備を進めるとともに、教員の働き方改革の推進を図っているところでもあります。

引き続き、学校の実情・ニーズを踏まえながら、教員の業務効率化、負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、この先も少子化、児童数の減少が続くことが見込まれる中で、ロとして今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、教育の質の維持という点であります。町では人的な面での取組として、先ほど申し上げました支援員の配置に加え、学級数の減少により、専科の教員が削減された坂城、村上小学校の2校について、県からの加配教員を要望するとともに、必要な予算を措置し、両校に理科専科の教員を確保しております。

また、町立小・中学校の教職員で組織する学校職員会においては、教員が減少する中で、学校間で連携して研修を行い、主体的に授業改善と児童生徒の学力向上に取り組んでまいりました。

先ほど申し上げましたとおり、教員1人当たりの児童数が減少する中、一人一人の児童の個性や能力に合わせ、きめ細かな指導が可能になる少人数ならではのメリットを生かした、教育を推進してまいります。

一方、児童数の減少により、少人数クラスとなるデメリットとして、社会性を育て、多様な意見に触れる機会が縮小することが指摘されておりますが、各小学校では、学年の垣根を超えた連学年などの活動を取り入れることで、より多くの児童とふれあう機会の確保に取り組んでおります。

次に、地域全体で子どもを支える取組についてであります。町では、教育グランドデザインにおいて、「坂城の子どもは坂城で育てる」をスローガンに掲げ、学校、行政、地域が一体となった教育を目指しているところであります。

現在もPTAや地区育成会での活動をはじめ、小学校では体験学習やクラブの講師、中学校では総合学習の講師や部活動の指導などに大勢の地域の皆さんが関わっていただいているほか、

インターンシップや社会見学などのキャリア教育においては、企業、事業者の皆さんにもご協力をいただいております、地域の協力が子どもたちの教育に欠かせないものとなっております。

また、各学校では、信州型コミュニティスクールの運営や、いじめ防止対策のための組織として、地域関係者も参画する委員会を設置し、地域と連携し、地域に開かれた学校運営に取り組んでおります。

今後、教員数の減少が想定される中で、一人一人の児童の個性や能力に合わせ、きめ細かな指導をしていく上におきましても、このような地域との連携が一層重要となってまいります。学校においては、あらゆる機会を通じて、地域との良好な関係を築くとともに、町及び教育委員会におきましても、地域と学校との橋渡しの役割を果たしてまいりたいと考えております。

最後に、住民との連携体制のさらなる構築についてのご質問でございますが、先ほど申し上げました以外にも、町民の皆様には通学路の見守りなど地域での活動を通じ、学校に対して有形無形のご協力をいただいております。

地域社会の高齢化が進む中、これからも地域住民の皆様の協力を得ていくためには、地域における理解者を増やし、地域にとって必要な学校であるという意識を高めていくことが重要であります。

町といたしましては、引き続き、学校と協力して情報発信に取り組み、学校運営について地域の皆様の理解を深め、学校と地域の連携をさらに強化してまいりたいと考えております。

8番（星君） 私が一番心配しておりましたことについて、町長は児童数の減少があっても、3小学校の統合はないということで、安心いたしました。

また、各項目について丁寧な答弁をいただきました。変わりました、次の質問をさせていただきます。

2. 自治区の防災対策について

近年、地球規模での気候変動の影響により、日本国内においても自然災害の頻度と規模が増加しています。洪水や台風、地震など、予測不能な災害が頻発する中、私たちの町においても防災対策の充実と強化が急務であると考えます。

防災対策は、いざというときに命を守るための重要な施策であり、町民一人一人が安心して暮らせる環境を整えるために必要不可欠です。そこで、私たちは地域ごとに設けられている自主防災会の取組を見直し、改善点を見つけ、より効果的な防災対策を推進していく必要があります。

このような背景を踏まえ、自治区の防災対策について、現状の認識と課題を共有し、皆様とともに今後の対応策を考えていきたいと思っております。それでは、質問に入らせていただきます。

1. 現状認識、町内の各自治区は、自主防災会を設置し、区民の防災活動を主導しています。これにより、地域ごとのニーズや特性に応じた防災対策が推進されています。

自治区の中には、まちづくり活動支援事業の補助金を活用し、テントや簡易トイレ、その他必要な備品を購入し、効果的な防災対策を講じている例も見られます。このような取組は、災害発生時の迅速な対応と住民の安心感向上に寄与しています。

具体例としては、中之条区が災害時物資供給協定を区・自主防災会・区内の4事業者で締結しています。この協定により、災害時には迅速かつ効率的に必要な物資が供給される体制が整っています。また、新地区では、町の避難場所と定められた公民館や小学校のほかに、最終避難場所として独自に耕雲寺、お寺さんですね。を定め、協定を結んでいます。これは、避難場所が複数確保されていることで、避難の選択肢が広がり、住民の安全性が向上する取組です。

問題点・質問。

質問1、各自治区の独自の取組について、町は把握しているか。具体的な確認をお願いします。各自治区が自主的に行っている防災対策の現状を町が十分に把握しているかが疑問です。特に、補助金の活用状況や協定の締結状況など、具体的な取組の内容を正確に把握することは、町全体の防災力向上に直結します。

質問2、町は、自治区全体が各自治区の情報を共有できる場を設定し、個々にアドバイスすべきだと考えます。

また、区長の任期が1年から2年と短いため、継続的な防災対策の取組やノウハウの蓄積・共有が難しい現状があります。成果の共有化と経験の伝承を図るためにも、町が主導する情報共有の場や定期的な会議の開催が不可欠です。

また、各自治区で成功した防災対策や工夫を他の自治区にも展開することで、町全体の防災対策の質を向上させることができると考えるが、町の見解を伺います。答弁をよろしく願いいたします。

住民環境課長（山下君） 2の自治区の防災対策についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、今の現状についてでございますが、町内の自主防災組織は、現在27の全自治区で組織されており、区長が会長を務め、区の役員で組織するケースと、独自に会長や担当を決めて組織しているケースがあり、各自主防災会単位で活動を行っていただいている状況でございます。

大規模な災害時におきましては、建物の倒壊や火災、道路・橋梁などの損壊が同時多発的に発生するおそれがあるほか、電話の不通や電気、ガス、上下水道などのライフラインの途絶に加え、消防機関や行政などの活動が著しく制限され、対応が遅れることが想定されます。

特に、地震のように突発的に発生する災害に関しましては、初動から一定の間は、出火の防止や初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水の実施等、地域単位の自主的防災活動が求められるところであり、自主防災組織が迅速かつ効果的に活動することで、被害を最小限に抑えることができるものと考えております。

ご質問の、各自治区の独自の取組の状況でございますが、町内5地区の自主防災組織では、地区内の防災力向上のため、県による作成支援を得て、地域ごとに異なる地理的条件や人口構成、建築物の特性などに配慮した地区内の防災ハザードマップを作成しております。

この5地区では、作成したマップを地域内のご家庭へ配布した後に避難訓練を実施し、災害の発生を想定した避難場所や応急避難所と、中核避難所までの避難経路を実際に歩いて確認をしていただいております。

また、6地区の自主防災組織では、災害時に備えて、自分の住む地域の情報、避難所や消火栓がどこにあるか、危険箇所はどこか、支援が必要な人はどこに住んでいるか、支援できる人はいるかなどを地図に書き込み、情報を共有する防災ささえあいマップを町社会福祉協議会の支援の下、作成しており、平時は見守り活動に、緊急時には命を守るための行動に活用できるツールとしております。

そのほか、町の地域づくり活動支援事業補助金や、宝くじの事業収入を財源とした社会貢献事業であるコミュニティ助成事業を利用して、防災備蓄品の購入や、ハザードマップの作成、独自の防災訓練を行った区もあり、町では申請の支援や、訓練等への講師派遣など、支援を行っているところであります。

続いて、ロの今後の対応について、町の防災・減災の今後の取組はのご質問でございますが、各区や自主防災組織に対しましては、毎年、区長さんを対象に、防災ハザードマップの活用の仕方や移動系・同報系防災行政無線の使い方などをご説明させていただき防災説明会を開催しているほか、出前講座などを通じて各区へ出向き、情報交換を行い、地区防災計画や非常時に活用ができるマップなどの整備の支援のほか、地域の防災備蓄品の確保について、引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、防災の要の一つである消防団に対し、活動資機材の充実など、物的支援に加え、火災想定訓練など、万一の際の迅速な対応を図るためのスキルの向上機会の充実、防災士資格や消防ポンプ車運転のための自動車免許の取得支援などの人材の育成にも努め、自主防災会の支援と併せ、さらなる地域防災力の向上につなげたいと考えております。

町といたしましては、地域全体の防災意識を高め、住民一人一人が防災について理解を深めることが何よりも重要であることから、今後も日常的な広報活動を通じて防災・減災の重要性を伝えるとともに、防災説明会や町総合防災訓練といった、住民が実際に参加体験できる機会を提供し、地区の防災力の向上を支援してまいりたいと考えております。

8番（星君） ただいま担当課長より丁寧な答弁をいただきました。本当に日頃防災に関しても、いつ起きてもおかしくないことなので、一生懸命このことも参加してやっていきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時41分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、5番 水出康成議員の質問を許します。

5番（水出君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。今定例会一般質問最終登壇者でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

質問表題として、一つ目に移住定住施策について、二つ目に警戒情報について一般質問を行います。

初めに、移住定住施策について。私たち町議会議員は、県内の町村議員研修として7月12日に松本市キッセイ文化ホールにて、2件の講演を受講しました。その中の一つの講演で、「私たちはローカルで幸せを見つける～関係人口とリジェネラティブ～」と題して、講師は月刊「ソトコト」編集長であり、国の委員としても地域のプロジェクトに多く携わり活躍されている指出一正さんの講演に私は興味を持ちました。

移住者やUターン者を増やすことは理想だけれど、ハードルが高い。その中で注目されているのが関係人口という考えです。関係人口という言葉は、2014年に地方創生担当相が設置されて以来、地方創生という言葉が盛り上がり、地方創生の手段として関係人口が注目され、2018年に関係人口創出拡大事業として始まり、ここ数年ではやってきた言葉ということなのです。

総務省地域力創造グループのホームページによると、関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します。地方圏は人口減少、高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と呼ばれる地域外の人が地域づくりの担い手となることが期待されていますと記されています。講師によると、この関係人口が地域を面白くしていつてくれる地方創生の一つのコアになるのではないかと期待があるということです。

講習を通じて、わざわざ地域外の方が、住んでいる地域を飛び越えて取り組む覚悟を決めた活動は、より強い思いと想像を持ち合わせ、地域の活性化に貢献してくれるのではないかと期待が膨らみました。

総務省では、2019年度及び2020年度に関係人口創出・拡大事業を実施し、国民が関係人口として地域と継続的なつながりを持つ機会、きっかけを提供する地方公共団体を支援しています。地方創生策としても注目され始め、移住定住者増加へも影響する関係人口について、イとして2点質問いたします。

一つ目は、町として関係人口に関した取組の有無を含めて状況を伺います。

二つ目は、今後、関係人口の増加を意識した事業への取組に関して考えを伺います。

続いて、移住定住施策についての質問になりますが、当町のホームページ、坂城に住みたい移住定住及び坂城で暮らそう子育て・育児のページに、移住定住ガイドブック、若者・子育て世代支援パンフレット、スマートタウン坂城、坂城まちで暮らそうを紹介しています。各種様々な助成や補助制度が紹介されています。

その中の住居関連と農業関係に関する一部紹介になりますが、住居関係では、移住定住目的の住宅取得に助成、リフォームとブロック塀除去費用助成、空き家バンク登録物件対象の補助制度、新婚夫婦の新生活応援などがあります。

農業関係では、ファミリー農園の紹介があります。また、移住定住ガイドブックでは、新規就農者支援事業があります。少しの土地でもいいから家庭菜園などの土いじりをしたい方は、ファミリー農園の借用地が1区画50平方メートルで年間2,700円で利用でき、特に農業初心者にはありがたいメニューと思います。また、農業移住を目指した方は、認定新規就農者の認定資格を得て、新規就農者支援事業補助金も活用できます。ただし、認定新規就農者の認定資格取得は多少ハードルが高そうですが、メニューにあります。しかし、生産目的でない農地購入に関する補助金は見当たりません。増加する空家、耕作放棄地の消化のためにも、移住検討者、以降移住ユーザーと言いますが、積極的に獲得したいと思います。

そこで、現在のライフスタイルに着目したメニューやキャッチコピーを含め、移住ユーザーの分母をさらに増やせるように試みてはと考えます。特に、コロナ禍ではリモートワークが広まり、首都圏の密集地の生活を避け、郊外や田舎暮らしへの移住が広まり、古民家の活用や地域おこし協力隊員としての活躍など、移住生活での成功事例などのテレビ番組が増えてきていることから、都会のストレスから開放され、心の豊かさを得られる生活への変化を望む移住ユーザーが増加していることが想像されます。

また、最近のライフスタイルの言葉に半農半Xという考え方があります。半農半Xの言葉の成り立ちは、総務省地域力創造アドバイザーの塩見直紀氏が半農半Xを提唱し、半農半Xのコンセプトは国内外に広がり、政策化されています。コロナ禍の中で自身のライフスタイルを見直す人が増えたことから、改めて注目されているそうです。その背景には、物やお金ではなく心の豊かさを求める人々の増加が挙げられるだろうとしています。

質問になりますが、口として、坂城まちで暮らそうについて。当町の環境や地の利を生かし、自然豊かで首都圏へのアクセスが程よい、土いじりができる暮らし、半農半Xを希望する移住ユーザー層をターゲットに、当町移住時に農地と住居の同時取得を条件にしたパッケージの補助金制度が移住定住メニューの一つとしてあると、より移住ユーザーは検討しやすいと思うが、考えを伺います。以上について答弁願います。

企画政策課長（竹内君） 1. 移住定住施策についてのご質問に順次お答えをいたします。

人口減少による経済や社会、人々の生活への影響が危惧されている中、国においては、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に様々な地方創生の取組が推進されているところであります。

当町におきましても、町の人口に関する現状と課題を整理した上で、将来の目指すべき方向性や人口の将来展望を示した坂城町人口ビジョンを策定するとともに、ビジョンに掲げた将来展望を実現するための多面的な取組を示した坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、毎年検証を重ねてまいりました。

この総合戦略は、しごと、出産・子育て、人の流れ、くらしの四つの視点を柱に各種事業を実施しており、就業機会の拡大や多様な産業の創出、暮らしの質を高める医療や福祉、子育て、教育などの充実を図り、住みやすさの向上や地域の活性化、にぎわいの創出などにより、人口の流出抑制や流入促進、出生者数の増加を促していくこととしております。

また、総合戦略の四つの視点の一つである人の流れをつくる取組の中に、今回ご質問のありました関係人口について示しているところであります。

ご質問にもありましたように、関係人口とは、その地域に居住している定住人口や通勤や通学、観光などで地域を訪れる交流人口ではなく、特定の地域に継続的に多様な形で関わり、地域の社会問題解決や魅力向上に貢献いただく存在で、総務省では行き来する者、地域内にルーツがある者、何らかの関わりがある者を関係人口として区分しております。

初めに、イの関係人口についてのご質問ですが、当町で関係人口の創出・拡大に向け、取り組んでいる事業の一つとして、ふるさと納税事業がございます。

この事業は、当町に対する思いや関心がある方から寄附をお寄せいただき、町の特産品などを返礼品として送るとともに、町の魅力や取組などを発信し、継続的に地域を応援いただけるよう実施しております。

また、毎年開催しているばら祭りや葡萄酒祭、駅前に静態保存がされている169系電車関連事業などのイベント事業も、町に関心を持っていただける魅力ある事業の一つであり、何度も町にお越しいただいているリピーターの方々も関係人口と捉えており、新たな人口の流入増加につながるものと期待しているところであります。

このほかにも、町内に整備しております移住体験施設では、町内企業へのインターンシップや就農体験を希望する方などに対しまして、当町での暮らしを体験できる拠点として無償で貸出しを行っており、多くの方に施設を利用いただく中で、将来に向けた移住定住につなげるとともに、その利用者からの情報発信により、当町を大勢の方に知っていただく機会にもつながっているものと考えております。

また、連携協定を締結し、様々な事業を行う4大学との連携事業や東京都などに在住する当

町出身者で構成される東京坂城会との交流事業なども他地域とつながる有効的な事業であり、引き続き実施してまいりたいと考えております。

今後におきましても、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、各種事業を展開するとともに、人とのつながりや思いを大切にしながら、様々な媒体を通じて、町外に向けた地域の魅力を発信・PRし、関係人口のさらなる創出を念頭に、地域の活性化や持続可能な社会の構築を目指してまいりたいと考えております。

次に、口の坂城まちで暮らそうについてのご質問にお答えをいたします。

全国的に少子高齢化が急速に進展し、当町におきましても、出生率の低下や高齢者人口が増加しているほか、転出超過も相まって、人口減少が進んでいるところであります。

人口減少を少しでも食い止めるためには、働く場や就職先を増やし、安心して出産・子育てができる環境や、学びの場の充実などを図るなど、人々が坂城町に住みたい、また、住み続けたいという町への愛着を醸成していくことが重要であると考えているところであります。

そうした中で、町の暮らしやすさや住みやすさなどの魅力を多くの方に伝え、少しでも興味を持っていただき、最終的に移住定住につなげていくための施策としましては、町ホームページやSNSを通じた情報発信をはじめ、民間企業が運営する複数の移住紹介サイトなどに町の記事を掲載していただいているほか、首都圏に住む県内への移住を検討する方に対して行っている移住セミナーや相談会、移住体験ツアーなどにおいて、町の魅力を職員が直接紹介しているところであります。

ご提案のありました農地と住居の同時取得による補助制度創設につきましては、これまでそういったお問合せや要望等をいただいておりますが、需要の判断を含め、今後におきましては、慎重な対応が必要であると考えているところであります。

しかしながら、当町への移住に併せて、軽易・小規模栽培を希望される方がいらっしゃった場合には、住宅敷地内で栽培等ができる空家や1区画50平米、年間2,700円の利用料で借りられるファミリー農園をご紹介させていただいているほか、農地バンクにより貸したい・売りたい農地をあっせんする事業も行っておりますので、こうした事業をご案内させていただきたいと考えております。

また、移住に併せて本格的に農業を始めたいという方に対しましては、新規就農相談に関する窓口を商工農林課に設けており、認定新規就農資格の取得や営農計画の作成を支援しているほか、就農資金となる経営開始資金等の補助制度や融資制度など、就農に必要な様々な支援制度をご紹介し、相談をお受けしているところであります。

こうした施策と同時に、移住定住するための住居として、空家を利活用する場合に、登録されている空家の片づけや改修に要する費用の一部を補助する空き家バンク利用促進補助制度も設けているほか、県と連携して東京圏、愛知県または大阪府に在住し、就労していた方が町に

移住した場合に補助をするU I Jターン就業・創業移住支援金制度や、町独自の制度として、町内に新たに居住する目的で建築または購入する住宅の所有者に対し10万円を交付する移住定住促進補助金制度を実施し、町内に移住する方の負担軽減につながる支援を行っているところでもあります。

移住を希望する方の年齢や家族構成により、その目的や求める条件などもそれぞれ異なってまいります。そうした中では、坂城町の風土や特色、魅力を少しでも多くの移住を希望している方の目に触れる機会を増やすよう様々な場面や方法を設けていくとともに、町外に向けてより積極的に情報発信を行いながら、移住定住施策を推進してまいりたいと考えております。

5番（水出君） ただいま詳細にわたって丁寧に答弁をいただきました。今回の関係人口について、あくまで参考情報ではございますが、総務省関係人口ポータルサイト内の各地の関係人口募集情報、関係人口マッチングナビに募集情報が掲載されております。県内では、現在8市町村が募集しているところでございました。

また、地域おこし協力隊というのは、皆さんも多く耳にすることがあると思いますが、多少関係人口の内容とは若干違うところもありますが、隊員が最終的に地域に定着することによる地域の活性化も制度目的とされているというところで、迎え入れる町とすると、同じ結果、効果をもたらすところかと思えます。

長野県のホームページの地域おこし協力隊の広場より、地域おこし協力隊受入れ自治体を確認すると、令和6年、今年ですね、4月1日現在、県内の69市町村が430名の受入れ実績、こういったものがあつたと登録が確認できました。いずれも坂城町の登録はありません。

ただし、関係人口も地域おこし協力隊も、受け入れればいいというものではないし、募集すればいいというものでもございません。両者ともにやっぱり町、実施される人たち、そういうことのマッチングですよ、そういったところのマッチングミスがやっぱり起こり得る場面がありますので、一概にいいと言うことはできないと思えます。

何よりも坂城町は、工業の町として町外からも多くの方が町内企業様に通われています。通勤者は関係人口ではなく、先ほども説明がありましたが、現在は交流人口の扱いだと思えます。将来、町内の移住定住になり得る要素を持ち合わせている方々だと思えます。

そして、現在、町内でもワイン醸造やサツマイモ加工、音楽の集いなど、地域活性化にご活躍される方々が芽生えてきています。大切なことは、関係人口、地域おこし協力隊、町内在住者の方々も含め、I LOVE SAKAKI人をより多く獲得するため、来る人を待つだけでなく、積極的なプロポーズが必要と思えます。

山村町長も、町の広告塔として日頃から大変ご尽力いただいております、公務はもとより、人間ドック以外休まず可能な限り各種イベント、講演会などに顔を出されて、坂城町を売り込んでいます。今月7日の長野パルセイロの「本気のホームタウンデー坂城町」の試合では、ねずこ

んとともに特産ブドウのナガノパープルをプレゼントし、坂城町をアピールされておりました。

いろいろな人がいろんな場面で坂城町を宣伝する、そして町の魅力を発信しているホームページは、わかりやすく興味を引く情報をブラッシュアップして発信に努めていただくように進めてもらうこと、そんな積み重ねが町外者から坂城に行ってみよう、坂城で何かをやってやろうと引きつけていくのではないのでしょうか。町民みんなが営業マンとなり、「輝く未来を奏でるまち」を坂城を売り込むため、これからみんなで頑張っていくことを期待して次の質問に移ります。

警戒情報としては、気象に関する警戒情報のイメージが強いところですが、県は9日、野生鳥獣被害対策本部会議でツキノワグマ出没警報を初めて発令されました。このように、私たちの身の回りにはいろんな危険が差し迫る昨今となって、いろいろな警戒情報が発令されていることは危惧するところです。

夏場に心配になるのが、高温への気候変動による活発な前線や線状降水帯の発生、台風などによる大雨警報や土砂災害警報が多く発令されること、そして個人の体に直接危険を及ぼす熱中症ではないのでしょうか。今回の質問では、避難情報についてと熱中症警戒アラートについて、2点の警戒情報に関して質問します。

8月25日には、東海地域を震源とする地震発生を想定して、村上小学校をメイン会場に令和6年度町総合防災訓練が行われました。また、今回の訓練では、ペット同行避難による講習を新たに加え、行われました。

防災訓練では、避難指示が発令され、避難所へ避難する行動を通じて点検・確認して、安全避難へのフィードバックが大切なところです。そして、参加者の防災知識・技術の向上を図っています。

避難訓練では、避難指示が発令され行動を起こしていますが、実際は個人として災害事象や災害予報・警報により、自らの命を守る行動として準備します。安全に迅速な避難を行うため、質問になりますが、イとして避難情報について、気象庁では、警戒レベル4の状況下で避難が必要な場合、避難指示は市町村が対応することになっています。町の運用として、避難指示を発し、対象住民を避難させるまでの基本対応手順を伺います。

次の質問として、熱中症警戒アラート、以下アラートと言いますが、坂城町「すぐメール」より今年も多く発せられました。環境省の熱中症警戒アラートの発表履歴から、今年の8月末までの長野県のアラート発表回数を調べてみました。7月22日が発令発表初日で、7月度6回、8月度13回、計19回今までにアラートが発表されていました。昨年度を調べてみますと、同じ資料上では13回の発表となっております。本年度は約1.5倍に増えています。

また、熱中症と思われる救急搬送の件数はどのくらいあったのか、千曲坂城消防本部の協力を得て確認しました。千曲坂城消防本部管内の戸倉上山田消防署、更埴消防署、坂城消防署、

この3署の合計データにはなりますが、5月4日に今年初めて出動しております。5月が2件、6月が7件、7月が23件、8月が31件、計63件。坂城町在住の方の救急搬送は、その中に11件含まれていました。救急搬送された約7割の方が屋内での行動や屋内に戻ってから、屋外で仕事をしていたり、何か運動をして屋内にもどってからの発症でした。

アラートが発表されなくても、熱中症が発生しています。坂城町として、まずロの質問ですが、熱中症警戒アラートの対応について、3点伺います。

一つ目に、アラートのメールが発表されるまでの情報入手から発信までの手順と今年度のアラート発信回数を伺います。

二つ目に、アラートが発せられたときの小学校、中学校のアラートに影響する授業や行事について、具体的な対応内容を伺います。

三つ目に、年々高温環境が増加すると想定されます。小中学校の体育館は、防災面では中核避難所になっておりますが、ここへ冷房設備の早期設置が必要と考えます。ただし、即年実施は予算関係を含め難易度はありますが、命の危険につながる課題でもあります。今後、簡易冷房設備の設置、授業方法の変更、授業場所の変更等、工夫される応急対応などを伺います。以上について答弁願います。

町長（山村君） ただいま水出議員さんから、2番目の質問としまして、警戒情報について、イ、ロのご質問をいただきました。私からは、イの避難情報についてのご質問にお答えしまして、ロにつきましては、担当課長から答弁いたします。

さて、先月末、非常に強い勢力で奄美諸島から鹿児島県に上陸した台風10号は、日本を取り巻く気象状況も相まって、九州、四国地方を中心に長期間にわたり迷走し、台風の直撃を受けた地域はもとより、台風から離れた地域でも、強風や記録的な大雨を観測するなど、その影響は広範囲にわたりました。

今回の台風では、土砂災害や河川の氾濫、建物の損壊、交通網の麻痺などの生活環境やインフラへの甚大な被害だけでなく、尊い人命が奪われるなど、人的被害も発生いたしました。

こうした災害時において、特に人的被害を防ぐために、まず重要になるのが確実な情報伝達の仕組みの構築であり、町におきましては、「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに、同報系防災行政無線を整備し、平成30年7月から完全運用を開始してまいりました。

防災行政無線は、大規模な災害などにより一般の電話回線などが使用できない状況や、テレビ放送の受信ができない状況下においても、町独自に割り当てられた電波を使い、緊急放送を行うことができる、住民の皆様の安心・安全に欠かせない設備であります。

特に、当町における同報系防災行政無線は、他の自治体の例に多くある屋外スピーカーのみの運用ではなく、町内全戸・全事業所に戸別受信機を無償で配布し、屋内においても情報を取得できることから、大雨などで屋外では音が聞きづらい状況にありましても、確実に情報をお

伝えられるという強みがあります。

また、町では、避難情報など緊急かつ重要な情報を確実に伝達できるよう、毎年、町総合防災訓練において情報伝達訓練を実施しており、先日25日に開催しました総合防災訓練におきましても、同報系防災行政無線による町からの一斉放送や、自主防災会からの地区別放送、緊急速報メールや「すぐメール」、臨時災害放送局の開設、移動系防災行政無線を通じた各自主防災会や消防団各分団との情報連携など、各種訓練を実施したところであります。

さて、ご質問の避難指示を発し、対象住民を避難させるまでの基本対応手順であります。台風などのように災害発生までのリードタイムがある場合には、町では、住民の皆様が避難への準備や判断を適切にできるよう、まずは気象庁が発表する警報などの気象情報を「すぐメール」や町ホームページなどを通じお知らせするほか、町が整備した河川監視カメラや水位計など気象観測装置の情報を公表しております。

その上で、避難情報につきましては、実際の降雨量や降雨の予想、雨雲の動き等の気象条件のほか、様々な機関が発表する防災情報や、職員などによる現地確認等により総合的に判断する中で、発令を行っているところであります。

そのため、町が発出する避難指示は、必ずしも気象庁が発表する防災気象情報と連動するものではなく、必要な場合には防災気象情報を待たずに発令することも想定されるところであります。

また、こうした判断につきましては、長雨やゲリラ豪雨、台風、地震など、災害の種類によっても異なりますが、災害対策基本法や町地域防災計画にある、「人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合」という基本的な考え方に基づき行っており、毎年各区の区長さんを対象として開催しております防災説明会においてもお伝えしているところであります。

また、町の地域防災計画におきましては、町は避難指示を発した際は、その情報を伝えること、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めることを定めております。

このうち情報伝達につきましては、「町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する」こととしており、町が整備しました防災行政無線を通じた放送のほか、Lアラートを通じた各種メディアからの情報配信や、携帯電話各社からの緊急速報メール、自主防災会や消防団をはじめとする各種団体との協力など、多重かつ多様な手段により伝達を行い、また、避難誘導においては、避難の対象となる方が誰一人取り残されず避難できることを基本としております。

しかしながら、土砂災害のようにそれぞれの箇所における地質や地形、植生等に大きく影響され、一般的な土壌雨量等の予測のみでは全ての箇所において一様に判断できないものや、災害発生可能性の範囲が広範な場合には、町が町内全ての状況を把握することは難しい現状でも

あります。

そうしたことを踏まえる中で、住民の皆様には、日頃からお住まいの地域にどのような危険があるかをハザードマップで確認していただき、土砂災害をはじめとする災害の危険性の有無を知っていただくことが大変重要であると考えております。

町でも、気象情報や町内危険箇所の状況など、様々な情報収集を行いながら、適切なタイミングでの避難情報の発出に努めてまいりますが、町からの避難情報が出されていない状況であっても、ご自宅の周囲の状況や気象情報に注意する中で、危険を感じた場合には自主的に避難を開始していただくなど、いざというときには早めに安全確保の行動を取っていただくようお願いしたいと考えております。

町といたしましては、一人一人が防災の意識を持ち、様々な危険からご自身やご家族、大切な方々の命を守れるよう、平時から広報やホームページ等による啓発や情報提供に努めるとともに、総合防災訓練や地区説明会など様々な機会を捉える中で、避難に対する考え方を住民の皆様にも、周知してまいりたいと考えているところであります。

保健センター所長（川島君） 私からは、2. 警戒情報について、ロ. 熱中症警戒アラートについてのうち、アラートのメールの発信に関する手順や今年度の配信回数についてお答えいたします。

近年、地球温暖化の影響による平均気温の上昇で、夏期においては、立ちくらみや目まいなどの症状が見られる熱中症になる方が増加している状況であります。

熱中症の危険性に対する気づきを促すことを目的として発表される熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される場合に、気象庁と環境省が共同で発表する情報であります。

熱中症警戒アラートは、全国を58に分けた区域を単位とし、区域内の指定された暑さ指数算出地点の気温、湿度、日射量などを基に算出される暑さ指数の数値が、いずれかで33以上と予測された場合に、前日の午後5時頃と当日の午前5時頃に最新の予測値を基に環境省から発表されます。

長野県においては、この暑さ指数算出地点が29地点あり、そのいずれか1地点で暑さ指数33以上と予測された場合に、県内に熱中症警戒アラートが環境省より発表されます。

保健センターでは、県内に熱中症警戒アラートが発表された際、熱中症患者の救急搬送業務を行っている千曲坂城消防本部と連名で、さかきまちすぐメールの登録者に対してメール配信を行い、熱中症に対する注意喚起をしているところであります。

熱中症警戒アラートの情報入手からメールを配信するまでの手順とのご質問でございますが、当日の午前5時に発表される環境省の熱中症警戒予防情報サイトにより職員が確認し、長野県内に熱中症警戒アラートが発表されている場合には、さかきまちすぐメールの配信準備を行い、

午前8時30分を目途にメール配信する流れとなっております。

続いてご質問の、熱中症警戒アラートの配信回数につきまして、県内において今年度、7月22日に1回目の熱中症警戒アラートが発表され、8月末日の時点でこれまで19回発表されております。

また、今年4月より新設されました熱中症特別警戒アラートは、広域的に過去に例のない危険な暑さなどにより、熱中症による救急搬送者数の大量発生を招くなど、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されるもので、都道府県単位に、暑さ指数算出地点の暑さ指数が全ての地点で3.5以上と予測された場合に、前日の午後2時頃発表されることとされましたが、今年度はこれまで、全国で発表された都道府県はありませんでした。

今後も、熱中症の危険が予測される熱中症警戒アラートや特別警戒アラートの発表状況をお知らせすることで、町民の熱中症による健康被害を防止するとともに、熱中症の判断や応急処置に関する情報提供などにも努めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） ロ. 熱中症警戒アラートについてのご質問のうち、熱中症警戒アラートが発令された際の小中学校の対応についてお答えいたします。

地球温暖化の影響により、県内でも平均気温の上昇、真夏日、猛暑日の増加傾向が続いており、小中学校の夏場の活動においては、熱中症予防対策が不可欠となっております。

現在、町立小中学校では、熱中症予防対策を、文部科学省が示している学校における熱中症対策ガイドライン作成手引きを基に対応することとしております。

各学校では、体育館、職員室、保健室等に暑さ指数を計測する機器（湿球黒球温度計）を設置し、暑さ指数のレベルにより、小学校では、校長・教頭・養護教諭、また、中学校では教科担任も加えて、授業や学校活動の実施可否の判断をしております。

各学校で用いているガイドラインと熱中症警戒アラートは、共に気温・湿度・輻射熱などを数値化した暑さ指数を用いており、熱中症警戒アラートは、この暑さ指数の予想値が3.3以上となった場合に発令されるものでございます。

一方、学校で用いておりますガイドラインでは、各学校で計測しております暑さ指数が、熱中症警戒アラートが発令される暑さ指数3.3より低い3.1となった時点で、屋外・体育館での運動、休み時間の外遊び等を中止するよう対応しております。

このほか、暑さ指数2.5以上で警戒、2.8以上で嚴重警戒として、児童生徒に注意喚起を行い、運動中の水分補給や休息を取ることを指導しております。

また、部活動につきましては、グラウンドなどの練習場所に携帯の指数計を置き、暑さ指数3.1を目安に、運動を中止し、教室でのミーティングに切り替えるなど熱中症予防対策を取っております。

続いて、小中学校体育館への冷房設備の設置に関するご質問についてお答えいたします。

町立小中学校では、夏場の学習環境向上のため、令和元年度に普通教室、令和3年度に特別教室へのエアコン設置を完了しましたが、体育館につきましては、4校とも冷房設備は未設置となっております。

小中学校体育館につきましては、学校活動だけでなく、社会開放によりスポーツや地域コミュニティの場でもありますので、気温上昇の続く中、児童生徒や地域利用者の熱中症の予防と安全を確保する観点から、冷房設備の設置は望ましいものと認識しております。

しかしながら、ご指摘のとおり、体育館に冷房設備を設置するためには、設置費用だけでなく、電気料金などランニングコストも含め、多額の経費が見込まれます。また、体育館への冷房設備導入にあたっては、冷房効率の面において既存体育館建物が十分な断熱性能を有するかどうかという点も大きな課題でございます。

体育館建物の断熱性につきましては、冷房設置後の省電力化・電気料金の削減の観点から重要であるとともに、国の補助事業として普通教室・特別教室のエアコン導入時に活用した学校施設環境改善交付金においては、体育館建物が断熱性能を有することが補助要件の一つとされており、体育館が断熱性能に欠ける場合、冷房の設置と併せて断熱改修も必要となります。

冷房設置に加えて、断熱改修となりますと、相当大がかりな工事となりますので、今後、学校施設全体の長寿命化を計画的に進めていく中で、国の支援施策の活用、財源確保を含め、設置について研究を進めてまいりたいと考えております。

現状の学校体育館における暑さ対策といたしましては、大型の送風機を設置するほか、体育授業などは比較的涼しい午前中に実施することなどの工夫や、夏場の全校集会や体育館行事を、それぞれの学級からオンラインで参加する方法に変更するなどの対応を取っているところでございます。

また、簡易冷房設備を導入してはというご提案についてでございますが、小規模なスポットクーラーでは、冷風の当たらない箇所ではほとんど冷房効果が期待できませんので、学校での活動において、多人数で体育館を利用することを考慮しますと、ある程度の規模の設備が必要になると想定されます。

一方で、簡易であっても、直接冷風に当たれば、ある程度体が冷却され、熱中症予防になるという考えもございますので、今後、ほかの自治体の取組なども参考にしながら、学校での運用方法を含め、研究してまいりたいと考えております。

5番（水出君） ただいまは警戒情報について、避難情報については、町長より丁寧な説明をいただきました。また、熱中症警戒アラートについては、担当課長より説明をいただきました。

まず、避難情報についてですが、やはり住民は様々な情報は入ってきますので、この地区が危険だ、避難しなければいけない、そんなことについては、やはりかなり心配しているところでございます。

町として、一番大切なのは、今、坂城町も小さい町ではありますが、場所によっていろいろ状況が変わってきますので、まず危険区域の設定情報をできるだけ早く流していただくこと、それと高齢者の方は、警戒レベル3から避難を開始されますけれど、そういった方たちの福祉施設やら各自治区での要支援者への連絡方法、その辺の迅速な伝達ができるようなところは十分に注意していただければと思います。

そして、やはり国や県の情報というのは現場を見ておりませんので、やはり一番、市町村で現場がどうなっているのか、その辺を大切に迅速な情報を流していただくようお願いしたいかと思えます。それとあと、熱中症警戒アラートについてですけど、まず発生件数等を調べて、私が調べたところと、またデータ元は環境省で一緒だったようなところで認識しました。

坂城町としても、個別地区としての暑さ指数が熱中症警戒領域になっているかどうかというのは、やはりそれぞれの場所でないとわからないところがございます。そんなことで全体的に流れる熱中症警戒アラートというのは、気づきとしては、促すには非常に有効だと思いますので、その情報を基にそれぞれ自己判断の中、いろいろ管理されることかなと思えますが、行政としては、やはり担当課とすれば、どこの場所がとかを含めて、熱中症指標計で実測ができることというの、先ほど小学校はお持ちになっているということでございましたけれど、やっぱりその辺が全て町の施設が持っているか等々については、確認の質問はいたしません、そういったところで、やっぱり現場できちっと確認できる状況を常に持っていてもらいたいと思います。

それとあと、小学校は熱中症による授業への影響がございますが、前回の一般質問で同僚議員の質問にもありましたが、プール授業等の話の中でも、やっぱり水泳授業やら体育授業が大切ですよという話がありました。夏場は特にプール授業も熱中症の関係で中止になりますし、雨の関係でも中止になります。それでやっぱり先送りする、ほかの授業に代替する等々もいろいろ発生すると思えますが、やはり先生たちのやりくり、そういったことも大変だと思いますし、夏場のことを先送って行って、寒い時期に行ったときに先送りがあまりにも多すぎて、またやりくりが大変になる、そんなことも想像されるのではないかなと思います。

あと、体育館への冷房設備の設置ですけど、断熱改修工事が、先ほど担当課長の説明で、国からの指導によっては、今現状では補助もいただけない状況にあるということで、単独で実施するのは難しいというお話がありました。この辺は、国のほうにどんどん働きかけていきたいことかなと思っております。

特にスポットクーラーについてですけど、今、小型のスポットクーラーは、先ほど言われたように、なかなか機能を含めて疑問があるところもございますが、最近やっぱり大型スポットクーラーなども出てきて、購入でなくレンタルでも体育館向けに貸し出しているところもございます。そういったようなものもうまく活用できないのか。あと電気代等についても、太陽

光もついておりますので、多少なり今までの金額よりは負荷が軽減できるのかなと思いますので、その辺も前向きに検討いただくようお願いしておきたと思います。

そして、やはり応急対応として、先ほどの水泳授業や体育授業、この辺も前回の質問でありましたけれども、やっぱり民間のプールを借りるだとか、文化センターは体育授業なんかで使えますかね。そういったことも年間の計画の中できちっと、夏場はもうそういった場所を使って授業をするんだということで計画を組み立てて、移動手段もやっぱりバスを使う等々含めてですね、事前にそういった計画を組んでやっていただければなと思います。

こんなことでやっぱり町民の安全を守る意識、そういったことも一つ宣伝になりますし、坂城町はいい町だなということで、大いにまたその辺積極的に取り組んでいただければ、また坂城町に多く人もやってくる一つの要素になろうかとも思っております。そんなことを期待して私の一切の質問を終わりにさせていただきます。

議長（滝沢君） 以上で通告のありました10名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時38分～再開 午後 1時30分)

議長（滝沢君） では、再開いたします。

ここで、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長（伊達君） 大変貴重なお時間を頂戴し、誠に申し訳ありません。本定例会初日に決算資料としてお配りいたしました、令和5年度主要施策の成果及び実績報告書につきまして、一部訂正をお願いしたいと存じます。

訂正いただきたい箇所につきましては、実績報告書の18ページ、款1 議会費、議会一般経費の事業概要の記載中、中段より若干下になりますけれども、社会文教常任委員会の1行目、8月2日の現地視察として、ちくま環境エネルギーセンター、エコパーク須坂の後、葛尾組合と記載すべきところ、「葛」の字が点という表記になってしまいました。おわびを申し上げますとともに、「葛」という字に訂正をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝沢君） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

議長（滝沢君） では次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月2日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第52号 令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行い

ます。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しましては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

ではまず、歳入について総括質疑に入ります。

9番（玉川君） 5件、歳入についてお尋ねします。まず13ページ、款1町税、項1町民税、目1個人、これの節1の現年課税分、節2の滞納繰越分について、不納欠損と収入未済額の件数、人数、最高額、繰越分については最長期間とその金額について。

続きまして、同じページ、13ページの款1町税、項1町民税、目2の法人、これの節2の1現年課税分、2の滞納繰越分について、同じですが、収入未済額の数、最高額、繰越分については最長期間とその金額。

続きまして、同じページ、款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分、2滞納繰越分について、不納欠損と収入未済額の数、最高額、繰越分については最長期間とその金額。

続きまして、同じページ、13ページの款1町税、項3軽自動車税、目1の軽自動車税種別割、これの節1現年課税分と2の滞納繰越分について、不納欠損と収入未済額の件数、人数、最高額、繰越分については最長期間とその金額。

そして16ページ、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節3の保育負担金滞納繰越分、4の時間外保育負担金滞納繰越分について、収入未済額の数、最高額、最長期間とその金額についてお答えください。お願いします。

収納対策推進幹（細田さん） 決算書13ページ、町税の不納欠損額と収入未済額の詳細についてお答えしてまいります。

初めに、款1町税、項1町民税、目1個人、節1現年課税分の不納欠損額はございません。収入未済額につきましては、538万6,409円で、299件、106人でございます。最高額は107万8,186円です。

続きまして、節2滞納繰越分は、不納欠損額171万7,355円で、124件、14人です。最高額は27万4,040円で、最長期間は平成7年度、金額は8万7,659円です。

収入未済額につきましては、2,309万6,032円で、1,483件、232人です。最高額が217万3,507円で、最長期間が平成2年度、2万6,574円です。

続きまして、目2法人税、法人町民税、節1現年課税分です。収入未済額が15万円で、件数、人数とも3件でございます。最高額は5万円です。

節2滞納繰越分、収入未済額29万4,400円は、件数7件、人数3人でございます。最

高額が15万6,900円で、最長期間は平成21年度、金額が3万1,900円です。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分の不納欠損額は74万2,900円で、77件、19人でございます。最高額は14万9,500円です。

収入未済額は664万4,240円で、407件、127人です。最高額は43万6000円です。

節2滞納繰越分の不納欠損額は392万4,133円で、139件、12人です。最高額は282万5,033円で、最長期間は平成8年、金額が8万3,300円です。

収入未済額は6,061万4577円で、3,137件、128人です。最高額が564万9,100円で、最長期間は平成4年度、金額2万4000円です。

続きまして、項3軽自動車税、目1軽自動車税種別割、節1現年課税分の不納欠損額はございません。

収入未済額は38万4,200円で、46件、39人でございます。最高額は3万4,100円です。

節2滞納繰越分の不納欠損額は9万5,200円で、15件、4人でございます。最高額は4万3,200円で、最長期間は平成12年度の4千円でございます。

収入未済額は181万6,335円で、314件、69人でございます。最高額は41万8,400円で、最長期間は平成7年度の5,700円でございます。

子ども支援室長（橋本君） 決算書16ページ、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節3保育負担金滞納繰越分につきましては、収入未済額の人数は31人、最高額は92万8,450円、最長期間は平成11年度のもので、金額は5,320円となります。

同じく節4時間外保育負担金滞納繰越分につきましては、収入未済額の人数は23人、最高額は15万5,500円、最長期間は平成15年度のもので、金額は600円となります。

9番（玉川君） 税についてですが、滞納整理機構に移管した件数、金額、そして徴収できた金額について質問します。お願いします。

収納対策推進幹（細田さん） 再質問にお答えいたします。

令和5年度長野県地方税滞納整理機構への移管した件数ですけれども、12件でございます。移管税額は680万4,490円で、そのうち徴収税額は446万7,150円でございます。

議長（滝沢君） ほかに質疑。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について総括質疑に入ります。

12番（大日向君） 3点お願いいたします。ページ51ページ、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、実績報告書の中で、令和5年度の外国人住民登録が

617人となっているんですが、登録者が多い国と人数について。

それと、ページ58ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、老人福祉一般経費の中の更埴地域シルバー人材センター補助事業なんですけれども、これは今現在町内で行ってもらえる業務内容にはどのようなものがあるのでしょうか。

それと、ページ92ページ、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、ごみ資源物分別収集計画表カレンダー、これを外国語版で5種類作成しているんですが、こういった方にどのタイミングで周知が図られているのでしょうか、以上3点お願いいたします。

住民環境課長（山下君） ただいまの質問にお答えいたします。

最初に、戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費におけます外国人の居住人口数についてのご質問でございますが、外国人住民のうち国別で多いところ、617名ということですが、国別では、多い順に6年の3月31日現在の数字でございますが、現在22か国の方が町内に居住しており、国別で多いほうからベトナム、ブラジル、中国、フィリピン、タイとなっております、この5か国で全体の75%ほどとなっております。

続きまして、92ページの項2清掃費、1の清掃総務費のうち、ごみの分別の外国人へのごみの出し方等の周知はということでございますが、外国籍の住民の方へのごみの出し方の周知につきましては、現在、町の転入など、住民係の窓口にお越しの際に、英語版、ポルトガル語版、中国語版、ベトナム語版、タイ語版の5か国の言語で作成しました、ごみの出し方、分け方のパンフレットとごみの分別収集カレンダーをお渡しし、併せて可燃ごみ、不燃ごみの収集場所及び資源物の収集場所につきまして、収集庫の場所を記載した住宅地図をお示ししながら、その場でご説明をしております。

福祉健康課長（鳴海さん） 決算書58ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費のうち、老人福祉一般経費、節18の更埴地域シルバー人材センターであります、高齢者が働くことを通じて、健康を保持し、地域社会の活性化に貢献する組織として活動をいただいております。契約事業のうち、主な業務といたしましては、民間や公共からの委託として、施設管理業務や清掃業務、また植木の剪定などを請け負っていただいております。

議長（滝沢君） ほかにございますか。

6番（宮入君） 次の2点について質問いたします。ページ75ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目4南条保育園費、節10需用費、修繕費130万9,697円、その内容は。

もう1件は、ページ76ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目4南条保育園費、節14工事請負費、園舎施設工事238万7,052円、この内容は。以上でございます。

子ども支援室長（橋本君） 決算書75ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目4南条保育園費、節10需用費のうち、修繕費の内容につきましては、南条保育園給食調理室の給湯器の修繕費、同じく給食調理室の壁及び床の修繕費、またプールのろ過ポンプの修繕費が主なもので

ございます。

続いて、決算書76ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目4南条保育園費、節14工事請負費、園舎施設工事の内容につきましては、南条保育園の年少保育室のエアコン更新工事2台分が主なものでございます。

議長（滝沢君） ほか。

7番（中村君） 次の2点について質問いたします。ページ76ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目6坂城保育園費の中の節10需用費のうち、修繕費86万6,789円の内容は。

次に、ページ77ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目6坂城保育園費の中の節14工事請負費のうち園舎施設工事費121万円の内容は。以上2点です。

子ども支援室長（橋本君） 決算書76ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目6坂城保育園費の中の節10需用費のうち、修繕費の内容につきましては、坂城保育園の園庭にありますブランコ等の遊具の修繕、また、園のトイレの修繕費が主なものでございます。

続いて、決算書77ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目6坂城保育園費、節14工事請負費、園舎施設工事の内容につきましては、坂城保育園の事務室のエアコン更新工事に係るものでございます。

議長（滝沢君） ほかにございますか。

11番（柁津さん） 1点お願いします。ページ82ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目10子育て支援センター事業費、節14工事請負費、施設工事770万円の内訳をお願いいたします。

子ども支援室長（橋本君） 決算書82ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目10子育て支援センター事業費、節14工事請負費、施設工事の内容につきましては、昨年、大雨の影響により故障しました子育て支援センターエレベーターの復旧工事に係るものでございます。

議長（滝沢君） 次どうぞ。

3番（塚田さん） 3件お伺いします。ページ42、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、温泉管理事業、節18負担金補助及び交付金の町民優待事業負担金の398万5千円の優待券利用枚数と利用率。

2点目として、ページ43、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、スマートタウン構想事業、節18負担金補助及び交付金のスマートエネルギー設備設置補助金590万円の補助対象の内容と件数。

続いて、3点目、ページ124ページ、款9消防費、項1消防費、目5防災費、防災行政無線管理事業、節14工事請負費、戸別受信機設置等工事306万2,950円の設置数を教えてください。

企画調整係長（宮原君） ページ42、款2項1目6、温泉管理事業の町民優待事業負担金の優

待利用率につきましては、令和5年度の全体の入館者数のうち、町民優待券を利用し入館された方の割合をお答えいたします。令和5年度の入館者数は21万4,840人で、そのうち町民優待券を利用された方は2万1,317人、利用率は約10%でございます。優待券の利用券の数につきましては、使った方の人数は把握しておりますが、枚数までは把握してございません。

続きまして、43ページ、款2項1目6、節18スマートタウン構想事業のスマートエネルギー設備設置補助金の補助対象の内容と件数をお答えいたします。太陽光発電システムにつきましては26件、蓄電システムについては15件、電気自動車等充電設備については3件、エネルギー管理システムについては5件でございます。

まち創生推進室長（小河原君） 124ページ、款9項1目5、節14の戸別受信機設置等工事に関しまして、戸別受信機の設置台数のご質問にお答えいたします。

戸別受信機の直近の設置台数につきましては、一般世帯、事業所、公共施設等で合計5,051台となっております。

議長（滝沢君） ほかにございませんか。

5番（水出君） 2件お願いします。まず、102ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、その町単補助事業でございますが、実績報告書で12地区に交付を行ったという内容は理解しておりますが、申請数は何地区あったか、お願いします。

同じ質問になりますが、ページ113ページになります。款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、その中の同じく町単補助事業ですが、こちらも実績報告書では23区、24か所という内容で理解しておりますが、申請区数についてお尋ねします。

商工農林課長（北村君） ご質問の款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、町単補助事業についてお答えします。

こちらの町単の申請地区につきましては、13地区でありました。

建設課長（堀内君） 決算書ページ113ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち、町単補助事業について、申請件数についてのご質問にお答えします。

申請いただいた区の数としましては、27区でございます。

議長（滝沢君） ほかにございませんか。

9番（玉川君） 3件伺います。38ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、職員研修事業、これに200万43円あります。これの研修種別の回数、それと対象者数と参加率を伺います。

続きまして、98ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、需給調整推進対策事業、備考の18負担金補助及び交付金366万3千円、これの転作面積と転作の作物について伺います。

最後に117ページ、款8土木費、項4住宅費、目3住宅・建築物耐震改修事業費、住宅リフォーム補助事業、これの件数、工事内容、そして経済効果について伺います。

総務係長（宮下君） 款2項1目1一般管理費の職員研修事業、こちらのうちの職員研修、研修種別の回数と対象者数、そして参加率ということでございますが、今、実績報告書にあります職員研修事業の種類別に四つの種類を記載してございますが、階層別研修といたしまして9件、専門研修として13件、テーマ別研修を10件、その他研修について4件の合計36回を開催してございます。

研修の種類によりまして対象者が異なりまして、内容といたしまして、広域連携の中で実施される研修などは、全職員からの希望者を募りつつ希望者についてのみ行うというような研修もありますので、全体の参加率などというところはちょっと出せないところではありますが、階層別研修や専門研修といった中の新入職員を対象とした研修、または新任の税務職員を対象とした研修など、対象者が限定される研修につきましては、対象者全員が必要とする研修に参加をしたというところでございます。

商工農林課長（北村君） 款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費につきまして、お答えいたします。

需給調整推進対策事業における転作面積と転作物種はというご質問であります。需給調整推進対策事業は、主要米の生産量を調整し、過剰な米の生産を抑制することで米の需給バランスを保ち、米価安定を図る施策でございます。

ご質問の転作面積と転作物種でございますが、令和5年度の実績値といたしまして、野菜、麦、大豆、ソバなどの一般野菜が6,247アール、飼料用米が862アール、加工用米が543アールということで、合計7,652アールとなっております。

建設課長（堀内君） 決算書117ページ、款8土木費、項4住宅費、目3住宅・建築物耐震改修事業費、住宅リフォーム補助事業、住宅リフォーム補助金につきましてお答えいたします。

補助件数は22件、工事内容につきましては、トイレ改修13件、浴室改修2件、内外装の改修2件、建具・給湯器の改修がそれぞれ1件で、そしてブロック塀の撤去が3件となっております。

経済効果ということでありますが、施工業者を町内事業所としていることから、町内の事業所への支援にもつながると考えており、一つの経済効果ということで捉えますと、リフォーム事業の事業費総額で1,645万円ほどとなっております。

議長（滝沢君） ほかにございますか。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） では、これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

では、本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費

中目 1 1 防犯対策費、目 1 2 交通安全対策費、目 1 3 消費生活費、項 3 戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中目 9 上水道費、目 1 0 合併処理浄化槽設置費、款 5 労働費、款 6 農林水産業費、款 7 商工費、款 8 土木費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中目 4 水防費、目 5 防災費、款 1 0 教育費のうち項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中繰越スマートエネルギー設備導入事業、款 1 2 公債費、款 1 4 予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款 2 総務費のうち項 1 総務管理費中目 1 1 防犯対策費、目 1 2 交通安全対策費、目 1 3 消費生活費、項 3 戸籍住民基本台帳費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費を除く民生費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中目 9 上水道費、目 1 0 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中目 4 水防費、目 5 防災費を除く消防費、款 1 0 教育費のうち項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中繰越スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。日程第 3 「議案第 5 3 号」から日程第 6 「議案第 5 6 号」までの 4 議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

◎日程第 3 「議案第 5 3 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

では、本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第 4 「議案第 5 4 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第5「議案第55号 令和5年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第6「議案第56号 令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第52号」から日程第6「議案第56号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12日から9月19日までの8日間は、委員会審査等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、明日12日から9月19日までの8日間は、各委員会審査のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月20日午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時14分)